

平成27年度大学教育再生戦略推進費  
「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」  
公募要領



平成 27 年3月  
文部科学省

# 平成 27 年度大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>

## 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」公募要領

### 1. 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下「プログラム」という。）の背景・目的

#### [背景]

我が国が世界に先駆けて迎えている人口減少・超高齢化社会において、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』ことが危惧されています。このような中で、地方と東京の経済格差拡大が、魅力ある職を求め我が国の人口を地方から東京圏へ流出させていると指摘されております。とりわけ、このような人口の流出は、大学入学時及び大学卒業・就職時の若い世代に集中しています。

このような人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけ、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するためには、意欲と能力のある若者が地域において活躍できる魅力ある就業先や雇用の創出等に国と地方が一体となって取り組んでいかなければなりません。

地方を創生する中心となるのは「ひと」であることは言うまでもなく、地方の未来を担う「ひと」を養成する主役は、我が国における知識基盤社会の推進を担ってきた大学や短期大学、高等専門学校（以下「大学」という。）です。これらの高等教育機関が、地域の人材需要を的確に把握し、その地域の課題解決の中心的役割を担う人材を育成することは、地域の知の拠点である大学の使命でもあります。

大学がその存在意義をいかに発揮し、これからの地方に必要な人材を育成していくためには、地方において魅力ある就業先や雇用創出を担う地方公共団体や企業等と協働し、これら地方の大学が一層活性化することで、都市部の大学以上に若者にとって魅力ある存在となることが求められています。

#### [目的]

地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等の観点からは、地方大学が果たすべき役割には、極めて大きな期待が寄せられています。

平成 25 年度から「地域のための大学」として、各大学の強みを生かしつつ、大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成に取り組んできた「地（知）の拠点整備事業（大学 COC<sup>2</sup>事業）」を発展させ、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、その地

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を越えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成（「博士課程教育リーディングプログラム」、「スーパーグローバル大学等事業」など）や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発（「大学教育再生加速プログラム（AP）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など）に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金

<sup>2</sup> 「COC」は「Center of Community」の略称。知的創造活動の拠点である大学は、地域の中核的存在（Center of Community）である。平成 25 年に閣議決定された「第 2 期教育振興基本計画」では、これらの大学が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行うこととしている。

域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的としています。

## 2. プログラムの概要

### (1) 対象となる事業

地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等を推進するため、地域における複数の大学が、地域活性化政策を担う地方公共団体、人材を受け入れる企業や地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と協働し、当該地域における雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を推進するものが対象となります。

特に大学においては、地域が一体となって、雇用創出や地元就職率の向上に取り組むとともに、その地域が必要とする人材を養成するための教育カリキュラムの構築・実施に取り組むこととします。

#### 【用語の定義について】

|                      |   |
|----------------------|---|
| COC+                 | 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の略称   |
| COC+大学               | COC+に参加する大学・地方公共団体・企業等の取組を取りまとめ、事業実施の中心となる大学であり、事業申請の際に申請者となる大学で、事業責任大学 |
| 事業協働機関※ <sup>1</sup> | COC+に参加し、事業に取り組む大学、地方公共団体、企業等   |
| 事業協働地域※ <sup>2</sup> | COC+に参加し、事業に取り組む大学、地方公共団体、企業等が立地する若年層が流出超過となっている地域                      |
| COC+参加校              | 「事業協働機関」としてCOC+に参加する大学  |

※1 事業協働機関は、学卒者の地元就職率向上や雇用創出に関わる機関であれば特段の制限はありません。

(事業協働機関の例)

- ・大学
- ・当該地域の政策を担う地方公共団体
- ・学生の受け入れ先となる企業
- ・地域活性化に取り組むNPO
- ・農林水産業等の産業団体
- ・商工会議所等の経済団体
- ・金融機関
- ・マスコミ 等

※2 事業協働地域の規模は、基本的には都道府県レベルを想定していますが、人口や面積を勘案し、県域よりも小さい単位や県域を越えた単位での申請を妨げるものではありません。

### (2) 申請要件

本プログラムの申請を希望する大学は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成30年3月）までに全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く）において確実に達成

することが申請の要件となります（COC+参加校も対象となるがvi及びviiの要件を満たしていない場合は、事業期間中に達成するものとする。）。

なお、本プログラムに採択され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の法令に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

（教育改革関係）

- i) 全学的に定められた入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が各学部（短大、高専にあっては学科）で定める各方針に反映されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）のカリキュラム編成等に反映されていること。  
※ディプロマポリシーに関する部分のみ高専を除く。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取り組みが行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。  
※短大、高専を除く
- iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) GPA制度などの客観的な評価基準を導入し個別の学修指導に活用していること。  
※短大、高専を除く
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試の募集人員の割合、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。  
※高専を除く

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

### （3）申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本プログラムに申請できません（COC+参加校も対象。）。

（組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、

連続して下段の收容定員充足率を満たしていない大学（修士課程に係る基準については、平成27年度に公募する本プログラムには適用しない。）

| 区分※     | 学士課程全体 | 短期大学全体<br>(全学科) | 高等専門学校全体<br>(全学科) | 修士課程（博士前期課程を含む）全体 |
|---------|--------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 收容定員充足率 | 70%    | 70%             | 70%               | 50%               |

※専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
  - v) 平成26年度に実施した再推費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）
  - vi) 申請時点において、再推費の補助事業の中間評価で、「中止することが必要」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）
- （設置関係）
- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
  - viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学

#### （4）申請者等

（対象機関、事業者、申請者、申請単位、事業責任者）

##### ①対象機関

国公立大学及び高等専門学校を対象とします。

※学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る）

##### ②事業者・申請者

事業者は、事業協働機関を取りまとめ、事業協働地域の中心となる大学（COC+大学）の設置者、申請者は学長（高等専門学校においては校長。以下「学長」という。）とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

なお、本プログラムは、地域の大学が複数参加して実施する取組ですが、申請はCOC+大学が代表して申請することとします（共同申請は認めません）。

事業者には、大学改革推進等補助金を交付します。

##### ③申請単位

申請は、大学を単位とする。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻、短期大学の学科及び専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科）の単位で申請することはできません。

##### ④事業責任者

COC+大学において事業の実現を担う者で、事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。

なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(事業実施体制について)

申請した事業は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に行うものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長は事業全体に責任を持つものとし、本事業を実施するにあたり、全学的な普及及び成果の活用に努めるものとします。

(5) 選定件数と申請件数

- 選定件数は、申請の状況等により予算の範囲内において調整します。
- 一つの大学が申請できる件数は1件とします。

(6) 補助期間

- 最大5年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません）。

(7) 事業規模

- 補助金基準額：68,000千円（初年度・年間）  
補助事業上限額：設定しません。

※本プログラム採択のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。

※実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響させます。

※事業規模が補助金基準額を超える場合、超過した額は自己収入等の財源により各大学が負担することとします。なお、次年度以降補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

※大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。補助期間終了後も事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3に、最終年度に当初予算額の1/3に遡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

※補助金の使用が認められるのは、COC+大学及びCOC+参加校のみとします。事業協働機関のうち、COC+大学及びCOC+参加校以外の機関（地方公共団体、企業等）には補助金の配分は認められません。

(8) 事業の評価等

毎年度のフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、補助期間開始から3年目の平成29年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から6年目の平成32年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォロー

アップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。これらの評価等については、3. (1)の委員会の委員を中心に構成する評価委員会を設置し、評価委員会で別に定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価年度の次年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

#### (9) 対象とする事業の内容

本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という）は、以下を踏まえたものとしてください。

- 本プログラムの達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとする人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して事業を計画することが求められます。

#### **若年層が流出超過となっている地域の大学**

(事業の全体像)

- COC+大学は、地域を志向した大学であることを学則等に位置付けることにより明確に宣言し、また、地域の声を受け止める体制の整備や学内の周知徹底（全学教職員へのFD・SDの徹底など）など、全学的な取組であることを明確化していること。
- 地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）のマッチング等により、地域と大学が必要と考える雇用創出・地元定着率の向上に資する取組を全学的に実施するものであること。
- 雇用創出・地元定着率の向上については、以下に掲げる数値目標を明記すること。
  - ① 事業協働地域に参加する大学全体で、事業協働地域就職率を5年間で向上させる具体的な数値目標（5年間で〇〇%向上、COC+大学から事業協働地域機関の企業等へのインターンシップ参加学生数を△△人増、事業協働機関からの寄付講座数□□増 等）
  - ② 事業協働機関全体で、5年間で創出する具体的な雇用数（5年間で●●人、①の△%）

※本プログラムとしての目標値は、就職率は事業開始前年度と比較して、事業最終年度に10%向上、雇用創出は就職率+10%の1割以上（注）の雇

用を事業協働地域に参加する企業等で創出することとしていることから、その目標を超える意欲的な目標設定している場合は、審査において積極的に評価します。

(注) 事業協働地域で就職者 200 人増を達成した場合、20 人は創業や既存企業の雇用拡大から創出することになります。

③大学以外の事業協働機関による事業への満足度を 100%。

○ 事業計画において設定する数値目標の妥当性について、以下の要素を踏まえながら、その根拠について説明すること。

① 事業協働地域で新たに増加する学卒就職者の具体的な就労先

② 事業協働地域において想定される具体的な雇用創出の場

③ 地域が求める人材の活躍の場(就労先)を確保するため、関係機関が取り組む内容

(カリキュラムの改革案：COC+大学のみ)

○ 学生が地域を志向し、将来の就職先として事業協働地域を選択する契機となるようなカリキュラム改革の構想について、以下①～④を明確に記載すること。

① 地域が求める人材像と修得すべき能力を記載すること。修得すべき能力は、連携地方公共団体・企業等からのヒアリングやデータ等の把握・分析に基づいて、修得すべき能力が具体的かつ明確に目標設定されていること。【ニーズ把握・分析と修得能力の明確化】

② 教育プログラムの構築・実施については、地域が求める人材として「修得すべき能力」を身につけることができる実践的かつ効果的な内容及び方法が体系的に構想されていること。【実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成】

※地域志向科目(本事業の目的に沿った人材育成のために必要な学修を実施する科目)の全学生必修を含む教育カリキュラムの編成が必須。

③ 構築する教育プログラムの担当教員の計画については、その内容を教授できる経歴・専門分野の教員で構成(採用予定者を含む)すること。

④ 授業を担当する教員(実務家教員を含む)全員が、地域のニーズや開発する教育課程の内容を共有し、共通理解を持って教育課程等の開発を推進できるよう、適切な教員体制を構築し、効果的なファカルティ・ディベロップメントを実施すること。【教員体制とFD】

(事業協働地域における事業推進体制)

○ 事業の推進体制が十分に事業協働機関の間で検討されていること(体制図、事業協働機関内の意思決定プロセス、事業責任大学の権限＝意思決定の最終権限保持)。

○ 事業協働機関での対話の場の設定やコストシェアの考え方(役割分担)を明確にしたうえで、事業協働機関からの支援(財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等)の徹底など、事業協働機関が組織的・実質的に協力していること。

○ これまでの地域との連携の実績を発展、充実させた事業であること。

※これまで大学への補助金(大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助



金、国際化拠点整備事業費補助金等)で支援した取組について、成果を基に取組内容を発展、充実させた上で、本事業の一部として取り込むことは可能。

(COC+推進コーディネーターの役割)

○ 事業協働機関相互が連携し、円滑に事業を実施していくために以下①～③を踏まえ、COC+推進コーディネーターを置くこと。

① 複数機関のニーズとシーズを把握し、マッチングを進める者として、どういう経歴・経験・能力のある者を採用するかを明記すること。

② COC+推進コーディネーターの役割は、事業協働地域における事業内容や地域の特性に応じ、事業協働機関で協議し、決定すること。

※地域のニーズを掘り起し、大学のシーズとのマッチングを行い、各取組の進捗管理、事業の改善意見の具申、事業協働地域の取組の情報共有、他の事業協働地域への情報発信(シンポジストや講演、全国COC+推進コーディネーター会議の開催等)を行うことを想定

③ 各取組の進捗を管理し、事業の改善意見の提案や取組に応じたCOC+参加校への補助金の配分方針を決定できる権限を有していること。

なお、補助金のCOC+参加校への配分の最終決定権はCOC+大学にあるが、COC+推進コーディネーターが作成した配分方針を事業協働地域で開催する連絡会議等において意見を聴取することが必要

(事業協働地域の大学と地方公共団体との協定について)

本プログラムは、地方創生を強力に推進するものとして、総務省と連携して実施するものであることから、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標を明記した協定書(案)を提出してください。

なお、協定を締結し、総務省が策定する基準に合致した場合は、連携先の地方公共団体には、特別交付税措置がされることとなっています。

※協定とは、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標が掲げられていることが必要。

※複数の地方公共団体や大学間で協定を締結することは、差し支えない。

※詳細については、総務省より4月頃公表。

《問合せ先》

総務省自治財政局財務調査課企画係

電話：03-5253-5647

(事業協働地域の地方公共団体の計画への反映について)

本事業で取り組む内容が事業協働地域の地方公共団体の政策にも盛り込まれることが分かるように事業内容が記載された地方公共団体が作成する計画(教育振興基本計画や「都道府県まち・ひと・しごと総合戦略」、「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」等)のイメージ案(計画の策定スケジュールのみでも可)を提出してください。

**若年層が流入超過となっている地域の大学**

- COC+大学として申請する場合は、地方創生を推進する大学であることを学則等に位置付けることにより明確に宣言し、また、若年層が流出超過となっている地域の声を受け止める体制の整備や学内の周知徹底（全学教職員へのFD・SDの徹底など）など、全学的な取組であることを明確化していること。
- このほか「**若年層が流入超過となっている地域の大学**」については、6ページの「**若年層が流出超過となっている地域の大学**」の「（事業の全体像）」の2つ目の「○」から8ページの「（事業協働地域の地方公共団体の計画への反映について）」の留意事項における「地域」を「若年層が流出超過となっている地域」と読み替えて適用するものとする。  
※若年層が流入超過となっている地域の大学については、COC+参加校として複数の事業協働地域に参加することも可能。

### 「地（知）の拠点大学」としての申請について

- COC+参加校においても、地方創生の推進を一層推進するため、COC+大学の申請に併せて事業協働機関として取り組む全学的なカリキュラムの改革案を提出し、特に優れた取組として認められた場合には、新たに「地（知）の拠点大学」の取組として認定する。  
※「地（知）の拠点大学」の取組として認定された事業については、COC+大学に交付する補助金の範囲内で、COC+大学から必要な額を配分することとする。

#### (10) 申請書の策定

本プログラムにおける大学の取組（上記（9）の内容に対応する取組）を具体的に記載して申請してください。その際の内容は、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や支援期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な事業計画として策定してください。

#### (11) 費用

- ① 採択された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適当と考える事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。  
採択された事業計画が、文部科学省が実施する大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会が実施する国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する実施計画及び資金計画「支援期間における各経費の明細」を作成してください。
- ② 本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。

### 3. 選定方法等

#### (1) 審査手順

本プログラムの採択のための審査は、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、提出された申請資料による「書面審査」及び「面接審査」の二段階審査を行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される採択候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、採択する事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、「平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、概ね8月中下旬頃に行われる予定であり、面接対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をします。申請資料等の内容について責任を持って対応できるよう、事業責任者等においては、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8月下旬頃に行う予定です。

#### (2) 委員会による意見

採択に当たっては、委員会等の審議を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

### 4. 事業の実施

(1) 採択された大学は、事業の実施に当たっては、「3. (2)」に記載する委員会による事業の改善のための意見等を踏まえて実施するよう、ご留意ください。上記「2. (8)」に記載の事業の評価等においては、この意見への対応状況についても評価の対象となります。

(2) 採択された大学は、事業の実施状況についての独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性の判断や達成状況など、事業の進捗状況を把握する仕組みについて、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備することとします。

(3) 上記(2)の他、選定された大学は毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、2. (8)の評価委員会は、提出された報告書及びサイトヴィジット等を通じて、毎年度、事業の進捗状況を確認し、事業実施に不十分な部分が認められる場合には、事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(4) 本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会等において発表することとします。

### 5. 申請方法等

### (1) 申請書等

別添「平成 27 年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」申請書等の作成に当たって」に基づき、本プログラムの背景・目的を十分に踏まえて、所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### (2) 提出方法（記載例）

申請書等を、平成 27 年 6 月 29 日（月）～7 月 1 日（水）の期間内に郵送すること（持ち込みは認めません）。封筒に「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室  
電話：03-5253-4111（内線 3321）

### (3) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 採択された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。

詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEB サイトをご覧ください。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm))

## 6. その他

### (1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

## ②補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間まで保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

## ③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (2) 学生等の安全確保

本プログラム採択後、学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文科科学大臣決定）等により、以下の措置を講じることとします。

#### ① 大学に対する措置

不正等があった補助金において、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

#### ② 教員に対する措置

不正等があった補助金において、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

#### ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則公表することとします。

#### ④ 新たに公募するプログラム採択時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを採択する際に参考として活用することとします。

### (4) 事業の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、採択された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定しています。その際、

作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、採択大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

採択された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学の地方創生を先導する大学として情報発信に積極的に取り組んでいただくこととします。

#### (5) その他

本プログラムの公募は、平成27年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

### 7. 問合せ先等

#### (1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室  
電話：03-5253-4111（内線3321）

#### (2) スケジュール

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| 公募説明会          | 平成27年4月頃<br>※全国数カ所で開催し、総務省からも参加を予定 |
| 公募締切           | 平成27年6月29日（月）～7月1日（水）              |
| 面接審査           | 平成27年8月中下旬頃                        |
| 選定結果通知         | 平成27年8月下旬頃                         |
| 交付内定<br>（事業開始） | 平成27年9月頃（予定）                       |

## ○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

| 事業名                     | 評価実施年度 | 申請できない期限 |
|-------------------------|--------|----------|
| 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業  | 平成26年度 | 平成27年度   |
| グローバルCOEプログラム（平成21年度採択） | 平成26年度 | 平成27年度   |

## ○中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

| 事業名   | 評価実施年度 | 申請できない期限 |
|---|--------|----------|
| 大学の世界展開力強化事業（平成23年度採択「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創成支援） | 平成25年度 | 平成27年度   |
| 大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）                 | 平成26年度 | 平成28年度   |
| 経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援                                   | 平成26年度 | 平成28年度   |
| 情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業                                | 平成26年度 | 平成28年度   |
| 博士課程教育リーディングプログラム（平成23年度採択）                               | 平成26年度 | 平成29年度   |

## (参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成28年度以降、新たに公募する再推費のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・博士課程教育リーディングプログラム（平成24年度及び平成25年度採択）
- ・スーパーグローバル大学等事業
- ・大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア教育大臣機構））
- ・大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択ロシア、インド等との大学交流形成支援）
- ・大学の世界展開力強化事業（平成27年度採択中南米等との大学間交流形成支援）
- ・大学教育再生加速プログラム（平成26年度及び平成27年度採択）
- ・地（知）の拠点整備事業
- ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業

## 経費の使途可能範囲

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウム、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過度に華美とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理してください。

### 【物品費】

#### ①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

#### ②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

### 【人件費・謝金】

#### ①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター（事業目的に応じて記載）等の人件費が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

#### ②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。



## 【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。とくに外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注<sup>※</sup>にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（アルコール類は除く）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費<sup>※1</sup>等に使用できます。

他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当

該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。